

**ベトナム国「南北高速道路建設事業（ベンルックーロンタイン間）」の環境レビュー方針（環境社会配慮助言委員会資料）**

**■ 確認済事項**

案件概要	適用される環境ガイドライン	想定されるカテゴリ分類、分類根拠	全般的事項	公害関連	自然環境	社会環境
<p>(事業目的) 本事業は、南北高速道路のうち、最優先路線であるベンルックーロンタイン間（約57km）の高速道路を建設することにより、ホーチミン市内の渋滞緩和、及びホーチミン都市圏の交通需要増への対応を図り、もって南部地域の経済成長促進・国際競争力強化に寄与するもの。</p> <p>事業全体概要 1) 高速道路規格の橋梁及び道路（約57Km）、料金所及びその他構造物の建設 2) コンサルティング・サービス（施工監理、環境モニタリング、住民移転モニタリング等）</p> <p>円借款対象区間 1) 二つの長大橋を含む約11kmの区間、及びITS（高度道路交通システム）の導入 2) コンサルティング・サービス（施工監理等）</p>	<p>国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン（2010年4月公布）</p>	<p>カテゴリA ガイドラインに掲げる道路橋梁セクター及び影響を及ぼしやすい特性（大規模住民移転）に該当するため</p>	<p>1) 許認可 EIA報告書は、実施機関であるベトナム高速道路公団（VEC）により作成され、ベトナム天然資源環境省により2010年5月に承認済み。</p> <p>2) 住民協議 同国法制度及びADBセーフガードポリシーを満たすべく、EIA報告書作成段階及びEIA報告書ドラフト段階で住民協議を開催済み。EIA報告書の作成にあたっては、これらの協議等で得られた要望や意見を踏まえた緩和策や対応策が考慮された。</p> <p>3) 代替案 環境面、社会面及び経済面の観点から3案の道路線形が比較され、環境・社会への影響が最小化されるよう検討がなされた。</p> <p>4) モニタリング 工事前、工事中、及び供用後に環境影響に関するモニタリングが行われる予定。</p>	<p>1) 大気質 －工事中の粉塵対策として、定期的な散水、コンクリート及びアスファルト生成場所の住宅地からの隔離、建設現場周辺への防塵フェンスの設置、資材輸送トラックのカバー装備等が実施される予定。 －供用後は、高速道路利用による交通量の増加が予測されるが、SO2、NO2、COの大気中濃度の予測値はベトナム国環境基準値を満たす。粉塵の予測値については同基準を超える見込みであるため、緩和策として、道路表面の定期的な修復、車両規制等が行われる予定。</p> <p>2) 土壌・水質 事業地内には酸性硫酸塩土壌（ASS）が含まれている地域がある。工事中の掘削に伴い日光によりASSが酸化されることで水質に影響を及ぼす可能性があるため緩和策として、掘削前の土壌分析、ASS露出防止のための土壌被覆、硫酸塩水の石灰による中和等を行う予定。</p> <p>3) 騒音・振動 －工事中の騒音・振動対策として、作業時間の制限、騒音や振動源となる作業場の設置場所の考慮等を行う予定。 －振動に関しては、本事業による重大な影響は予見されない。 －騒音の予測値は同国の基準を満たすものの、国際基準（世界銀行及び国際金融公社ガイドライン）を超える見込みであるため、緩和策として、車両の騒音規制、交通警察による定期的なモニタリング等が実施される予定。</p>	<p>1) 保護区 事業対象地は保護区にはかからない。但し、事業対象地から約12km離れた場所にはCan Gio マングローブ保護林が存在しており、本事業は当該保護区外の移行帯（transition zone）を通過する予定。本事業の実施についてはCanGioマングローブ管理委員会により承認済み。</p> <p>2) 生態系 事業対象地内に絶滅危惧種に該当する種の存在は確認されていない。また、事業実施により伐採されるマングローブ生息地（約3.4ha）については、マングローブ再植計画（MRP）が作成され再植される予定。</p> <p>3) 水象 事業地内の低地における高速道路や橋梁は洪水や浸水等が起きないように盛土が計画される予定。また、土壌保全のため道路沿いには植栽及び法面保護を行う予定。</p>	<p>1) 用地取得・住民移転 －本事業全体では約362haの用地取得が必要であり、被影響住民はおよそ2,558世帯、移転住民は417世帯となる見込み。住民移転計画（RP）に従い、全ての被影響住民に対し再取得価格に基づき移転前に補償を行う予定。また、事業前と比較し、被影響住民の生活水準や収入機会が改善又は少なくとも維持できるよう補償及び支援が行われる予定。 －RP作成段階において住民協議を開催済み。詳細設計後の最終版RP作成時に、再度住民協議が開催される予定。 －被影響住民の苦情に対しては苦情処理メカニズムが整備される予定。 －土地に対する補償は現金または土地によって行われる予定。移転先地については候補地が選定されており、最終版RP作成時に最終決定される予定。 －住民移転進捗については、実施機関及び外部モニタリング機関によりモニタリングを実施予定。 －最終版RP作成後は、RP要約版が被影響地区において情報公開され、RP要約版及び住民移転に関するパンフレットが被影響住民に配布される予定。また、モニタリング報告書はADBのウェブサイトで公開される予定。</p> <p>2) 少数民族・先住民族 事業対象地内に少数民族及び先住民族の存在は確認されていない。</p> <p>3) 生活・生計 被影響住民に対して事業地周辺の工業地帯における優先的雇用等の生計回復支援を予定。</p>

**■ 環境レビュー方針**

案件概要	全般的事項	公害関連	自然環境	社会環境
<p>（この欄は斜線が入っており、具体的な内容は記載されていません）</p>	<p>1) 許認可 －EIA報告書承認の附帯条件 －EIA報告書承認の有効期間 －EIA報告書のベトナムにおける情報公開状況 －EIA報告書以外に、同国法上必要な許認可の有無</p> <p>2) 住民協議 住民協議開催のための住民への周知方法</p> <p>3) モニタリング －現地ステークホルダーに対するモニタリング結果の情報公開項目 －工事中及び供用後における環境管理計画（EMP）及びモニタリング実施体制 －JICA報告用モニタリングシート項目</p>	<p>1) 公害に係る全般的事項 －予見される環境影響に対する緩和策の実現可能性（予算、具体的計画等） －環境モニタリング項目、頻度、場所等</p> <p>2) 土壌・水質 円借款対象区間におけるASSが含まれる区間の特定、及び緩和策の実現可能性（予算、具体的計画等）</p>	<p>1) 保護区 移行帯における開発可能の根拠</p> <p>2) 生態系 －円借款事業対象地域における被影響マングローブ生息地位置 －マングローブ再植に関するモニタリング内容 －マングローブ以外の森林伐採の規模、緩和策</p>	<p>1) 用地取得・住民移転 －円借款対象区間で発生する用地取得規模、被影響住民数、及び移転住民数 －RPに沿った住民移転手続きの今後のスケジュール －移転先候補地、及び移転先整備に係る自然・社会影響 －外部モニタリングを含む住民移転実施体制 －モニタリング報告書の国内情報公開場所 －JICA報告用モニタリング項目</p>